

## 平成30年度の診療報酬改定において歯科で「口腔機能発達不全症」および「口腔機能低下症」の2つの病名が新設されました。

☆「口腔機能発達不全症」または「口腔機能低下症」で継続的な管理を必要として管理計画を作成・説明した場合は、歯科疾患管理料100点を算定することができます。

### 新病名

### 口腔機能発達不全症

### 口腔機能低下症

#### 対象者

口腔機能発達不全を認める概ね14歳までの患者。

口腔機能低下を認める患者。

#### 診断基準

評価項目のうち咀嚼機能を含む2項目以上に該当。

評価項目の7つの症状のうち3項目以上に該当。

ライフステージに応じた口腔機能管理を推進する観点から、歯科疾患管理料にさらに口腔機能管理に関する細部に渡る評価を行うことで以下の加算が算定できます。

### 加算

### 小児口腔機能管理加算

### 口腔機能管理加算

#### 対象者

- 口腔機能発達不全を認める15歳未満の患者。
- 15歳未満時に口腔機能発達不全症として管理を開始し、当該加算を算定しており、一連の管理が継続している18歳未満の患者。

- 口腔機能の低下を認める65歳以上の患者。
- 65歳未満であっても脳卒中やパーキンソン病等の全身疾患を有する患者で口腔機能低下症の診断基準を満たす患者。

#### 算定要件

- 評価項目のうち咀嚼機能を含む3項目以上に該当。
- 口腔機能の獲得を目的として口腔機能評価に基づく管理計画を作成。
- 口腔外または内写真の撮影が必要。

- 口腔機能の低下を示す症状が3項目以上に該当し、うち咬合力低下、舌圧検査による低舌圧、咀嚼能力検査による咀嚼機能低下のいずれかに該当することが必要。
- 口腔機能の評価に基づく管理計画を作成。

#### 保険算定

小児口腔機能管理加算 +100点

口腔機能管理加算 +100点

\*医療保険の円滑な運用のためにも「口腔機能発達不全症」、「口腔機能低下症」の評価方法や管理方法等についてはさらに理解する必要があります。「口腔機能発達不全症」、「口腔機能低下症」に関する基本的な考え方については、日本歯科医学会ホームページの「歯科診療に関する基本的な考え方」をご参照ください。

## 待合ホールに協力医の紹介コーナーをつくりました！

センターは障害のある方が住み慣れた身近な場所で、安心して歯科診療が受けられることを目指し、地域への受診が可能と思われる患者さんに対して、積極的に近くの歯科医療機関を紹介させていただいております。

この度、患者さんが協力医の先生方の存在を身近に感じ、より安心して地域に移行できることを目的に、センターの待合ホールに協力医の先生方の医院情報を掲示させていただくことになりました！

～平成 30 年 6 月より、ご了解を得られた先生方の医院情報掲示を開始しました～  
円滑な医療連携が行えるよう、ご協力をお願いいたします！！



【待合ホールでの掲示風景】

### 【掲示内容】

- ① 協力医の顔写真
- ② 診療室の写真
- ③ 紹介医のコメント

### 【掲示期間】

年間 4 名の先生方を紹介します。  
1 名につき 6 ヶ月間掲示いたします。

### 【ご依頼について】

センターの担当者からご協力をいただきたい先生方へ、事前に連絡をさせていただきます。

## センター新規職員を紹介します

平成 30 年の 4 月から、新たに歯科医師 1 名、歯科衛生士 3 名が加わりました。



＜歯科医師＞  
横田 英子



＜歯科衛生士＞  
岡田 友香・志田 小百合・原 史佳

### 「平成 30 年度 集団研修・個別研修」にご参加ください！

平成 30 年度の集団研修・個別研修・地域派遣研修を開催しています。  
詳細は当センターホームページに掲載しております。ぜひご覧下さい。

<http://www.tokyo-ohc.org/> 申し込み・問い合わせ先：センター研修担当

「連携だより」に関する問い合わせ：東京都立心身障害者口腔保健センター・医療連携室  
TEL (03) 3235-1141 (代) / FAX (03) 3269-1213